

## 知事意見

### 「（仮称）大泉完成車工場整備事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見について

令和 6 年 1 月 30 日

#### 1 大気環境について

- （１）トリム工場は、住宅地から約100mの位置に建設することから、供用後の騒音対策を十分に講じること。また、トリム工場の外壁の設計について、近隣住宅と共振を誘起しないように配慮すること。
- （２）気象の現地調査について、建物の屋上で行う場合は観測計を建物の影響を受けないよう端から離すとともに、周辺に遮へい物がない高さに設置して調査すること。
- （３）臭気の予測について、気象条件によっては発生源から離れた場所で高濃度となるケースがあることを考慮すること。
- （４）工場から発生する振動が構造振動を誘発し、近隣の住宅地に影響する可能性があることから、供用前後に構造振動の調査を行って近隣の住宅地への影響を確認すること。
- （５）方法書12ページ「（６）駐車場計画」について、方法書10ページ「（５）交通計画」に記載の供用後の交通量との整合性を考慮して、駐車場の回転率をどのように設定しているのか分かるように記載すること。
- （６）方法書156ページ「表5.1-2(2)予測及び評価手法（大気質）」の評価方法等における「(2)基準等との整合性に係る評価」について、予測方法等の対象としている有害物質（VOC）の記載が無いことから、有害物質（VOC）に係る「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準を追記すること。
- （７）方法書161ページ「表5.3-1 調査手法（騒音）」の「道路交通の状況」の調査方法について、自動観測の導入を検討すること。
- （８）騒音、振動及び低周波音の調査地点について、計画地西側には住宅地が広がっていることから、方法書165ページ「図5.3-1 現地調査地点」に示す地点１と地点２の間に調査地点の追加を検討すること。
- （９）方法書165ページ「図5.3-1 現地調査地点（騒音）」について、No.4地点の北側のY字路付近において自動車の滞留が予測されるため、そこを調査地点に追加することを検討すること。

#### 2 水環境について

- （１）生息する種の調査について、休泊川には魚類が生息しており、魚類を捕食する鳥類及びほ乳類がいる可能性があることから、これらも調査対象に加えること。

- (2) 水辺環境の調査地点について、排水の流入箇所周辺よりも広い範囲で調査地点の追加を検討すること。
- (3) 水利用に関し、粉じん飛散防止のための散水が、周辺河川を通じ農用地等に流入しないよう必要な措置を講じること。
- (4) 休泊川へ放流する排水計画となっているが、下流では農業用水として利用されているため、水質について厳格な管理をすること。
- (5) 計画地の南側に東毛工業用水の配水管路が布設されていることから、配水に支障が出ないように十分配慮すること。
- (6) 方法書177ページ「表5.8-1 調査手法（水生生物）」中の大型水生植物に関連し、休泊川には抽水植物がみられ、沈水植物等が生育している可能性があることから、小型の湿生植物や浮葉・沈水植物を含めて調査すること。また、調査方法について水生植物は十分調査しないと種名がわからないものがあるため、採取して確認すること。

### 3 地盤環境について

- (1) 計画地は令和3年3月3日に土壤汚染対策法に基づく指定区域（形質変更時要届出区域）に指定されており、指定基準に適合しない特定有害物質が確認されていることから、工事実施の際は有害物質が拡散しないよう必要な措置を講じること。

### 4 人と自然との触れ合いについて

- (1) 緑化計画について、計画地の一部には環境保全林（シラカシ）を植林しているが、将来にわたって維持・管理できるよう在来種を中心に植樹を選定し、計画地南西側の入口付近まで植林を延長するなど自然と調和したよりよい計画を検討すること。
- (2) 埋蔵文化財について、工場の周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地が周知されており、これらの分布状況を踏まえると計画地に埋蔵文化財が存在する可能性があることから、太田市文化財課及び大泉町生涯学習課に協議の上、試掘調査の実施を検討すること。

### 5 その他

- (1) 生物環境の調査について、種を特定するため学名を併せて記載すること。
- (2) 環境影響評価項目について、交通量を調査項目に追加することを検討すること。
- (3) 工事車両の交通制御について、十分検討してその結果を計画に反映すること。
- (4) 計画地は生物種の調査が十分に行われていない地域であるため、生物種の調査を十分にすること。

- (5) ほ乳類の調査方法について、センサーカメラによる調査を検討すること。
- (6) 計画地の緑化について、CSR（企業の社会的責任）の観点を考慮の上、地域住民との協働を検討すること。
- (7) 地元住民から苦情・要望があった場合は、真摯に対応をすること。また、地元住民を含めた周辺住民を対象として、事業状況及び公害対策について説明する機会を積極的に設け、良好な関係を構築できるよう努めること。
- (8) 方法書12ページ（8）廃棄物処理計画の文中5行目に記載の「資源化センター」について、廃棄物処理施行令第5条または第7条の施設に該当する場合は、施設の設置許可申請をすること。